

八ツ並住宅の跡地を分譲します

宅地分譲対象者

- 自己が居住する住宅を建築するために宅地を必要とする方
※住所地などの制限はありませんが、土地売買契約締結日から3年以内に住宅を建築することが条件となります。
- 地方税などの滞納のない方
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団の構成員並びに暴力的不当行為を行う者及び公序良俗に反する行為を行う者でないこと

分譲地の名称・所在地

分譲者 上毛町
 名称 八ツ並住宅跡地分譲地
 所在地 福岡県築上郡上毛町大字八ツ並地内
 分譲区画・価格 八ツ並住宅跡地分譲図 区画番号1、2、3、4



八ツ並住宅跡地分譲図

※土地の価格 10,400円/㎡



凡 例	
	分譲対象地区
	舗装部分
	水路部分

区画番号	所在番号	面積(㎡)	金額(円)
1	上毛町大字八ツ並14番地11	239.99	2,495,000
2	上毛町大字八ツ並14番地15	282.09	2,933,000
3	上毛町大字八ツ並14番地16	246.11	2,559,000
4	上毛町大字八ツ並14番地18	297.46	3,093,000

※分譲地の購入には、簡易水道事業及び農業集落排水事業への加入が条件となります。

●問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線123)

受付期間

- 10月1日(木)から11月6日(金)まで
 ※土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで役場企画情報課で随時受付
 ※申込希望のなかった区画につきましては、随時先着順で受付を行います。

申込方法

- 必要書類
 - ①上毛町宅地分譲申込書 1部
(役場企画情報課に準備しておりますので、事前にお受け取りください)
 - ②住民票謄本 1部
(同居家族全員が記載されているもの)
 - ③地方税の納税証明書 1部
 - ④分譲代金を支払うことができることを証する書面 1部
(預貯金残高証明書・金融機関融資証明書など)
- 申込区画 1世帯1区画
- 申込先 上毛町役場企画情報課
〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水1321-1

分譲者の選定方法

- 分譲者は、申込時の提出書類などを審査のうえ決定します。
 ※募集同一区画で申込者が複数の場合は、抽選によって宅地分譲者を決定します。

土地売買契約・支払い方法など

- 宅地分譲決定通知の日から30日以内に分譲価格の10%以上の額(即納金)を納付し、土地売買契約を締結します。
- 契約締結後、指定する納付期限までに当該分譲地の分譲価格(分譲代金)から即納金を差し引いた残額を全額納付していただきます。
- 即納金及び分譲代金は、町が発行する納付書で指定金融機関に振り込んでいただきます。
- 所有権移転登記は、分譲代金納入完了後、所有権移転登記に必要な関係書類が町長に提出されたときに、上毛町が囑託して行います。
- 所有権移転登記に要する登録免許税及びこの契約締結並びに履行に必要な全ての費用は分譲決定者の負担となります。

町補助金など

- 定住促進奨励金 家屋及び土地に課税される固定資産税相当額を固定資産税が初めて課税される年度から最長3年間交付します。
- 太陽光設置費補助金 住宅に太陽光発電システムを設置しようとする方に、1kw当たり5万円(上限20万円)の設置費補助金があります。